

**jimutyo@shimakenkyo-ohda.jp**

---

差出人: uchida-katsumi@pref.shimane.lg.jp  
送信日時: 2019年6月17日月曜日 11:42  
宛先: jimutyo@shimakenkyo-ohda.jp  
件名: 担い手確保事業について【建設産業対策室】

大田建設業協会  
今岡事務局長 様

島根県 建設産業対策室 内田です。先日はお忙しいところありがとうございました。

担い手確保の県補助金（及び国の助成金）は下記リンクのとおりです。  
ご活用を検討くださいますよう、お願いします。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html)

☆☆

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部土木総務課  
企画幹 内田克己  
TEL 0852-22-6429  
FAX 0852-22-5782  
E-mail:uchida-katsumi@pref.shimane.lg.jp

島根県大田市の世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」  
の価値がよくわかる動画「もっと知りたい！世界遺産・石見銀山」  
は以下で視聴できます。

<https://www.youtube.com/watch?v=elmAm1TIJgA>  
<https://www.youtube.com/watch?v=QzNVstFIH8I>  
<https://www.youtube.com/watch?v=nTLpBaDGQKM>  
<https://www.youtube.com/watch?v=Uj4fdokGb84>

☆☆

# しまねの建設担い手確保育成補助金（抜粋）

| 種別         | 厚労省助成金の受給 | 対象となる取組   | 対象経費                                | 補助率 | 補助上限額 |
|------------|-----------|---|-------------------------------------|-----|-------|
| 現場見学会等開催   | 要※        | 児童・生徒等を対象に<br>県内で開催する<br>現場見学会<br>講習会<br>体験学習<br>インターンシップ事業 | 謝金<br>旅費<br>教材費<br>借上料<br>通信費<br>など | 1/4 | 100万円 |
| 入職促進広報【新規】 | 不要        | 若年者・女性の入職促進<br>を目的とした<br>印刷物／動画 の作成<br>広報媒体への掲載             | 印刷費<br>製作委託費<br>広報費<br>借上料<br>など    | 1/2 | 100万円 |

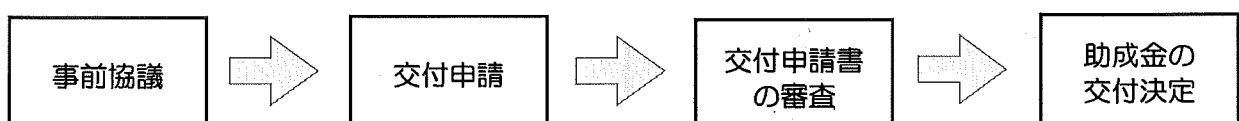
※島根労働局の受付印が押印された、助成金に係る計画届が必要ですよ

# 平成31年度 建設産業異分野進出調査研究・販路開拓助成金

建設業者等が異分野への進出あるいは進出した異分野での事業拡張を検討するために行う調査・研究や、異分野進出事業の販路拡大のために行う取組に対し、その費用の一部を助成します。

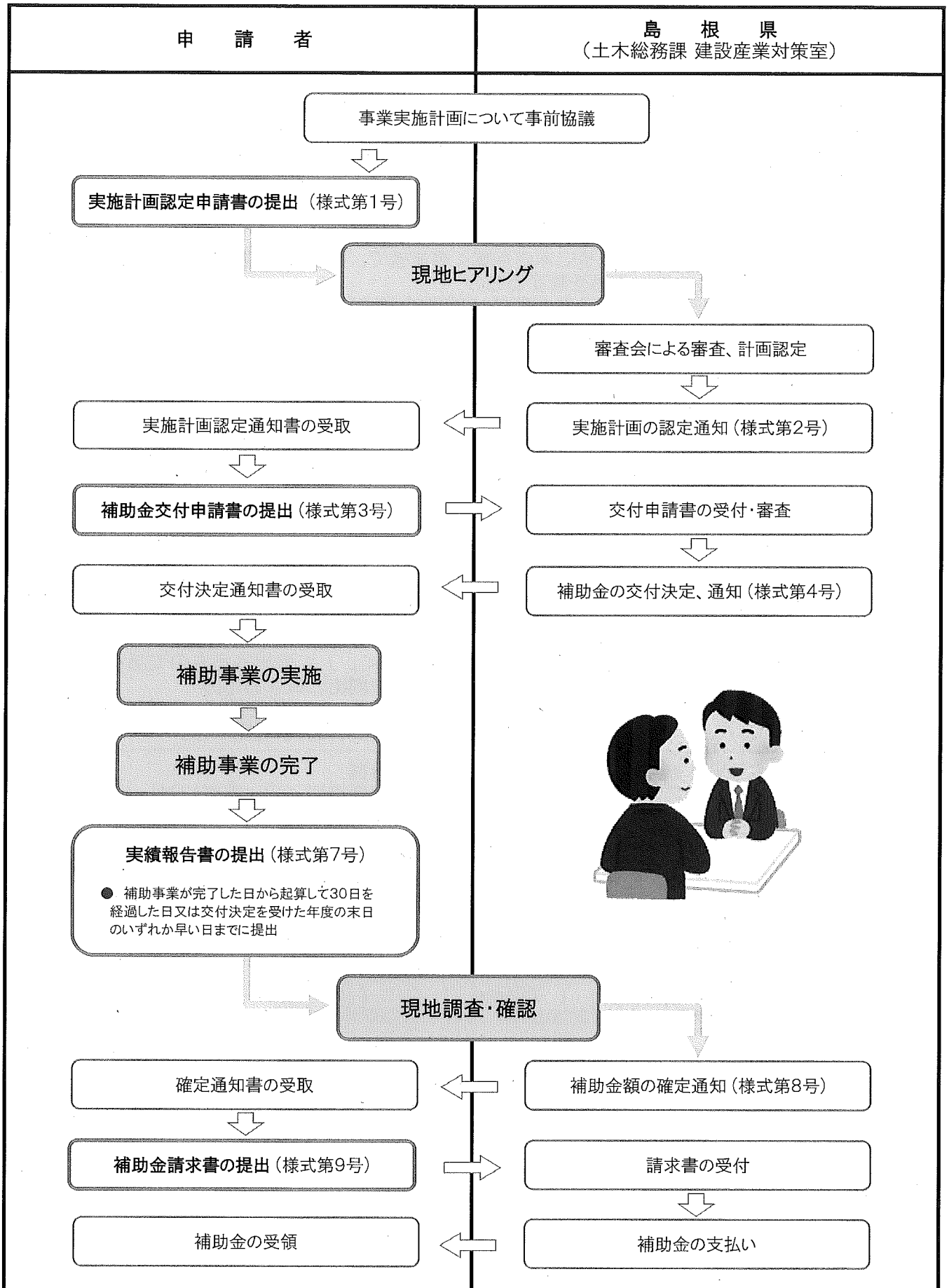
|         |  |
|---------|--|
| 制度名     | 建設産業異分野進出調査研究・販路開拓助成金  |
| 対象者     | 次のいずれかに該当する者<br>(1) 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県建設工事入札参加資格を有するもの<br>(2) 県内の中山間地域等に本店を置く事業者で、島根県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格を有するもの<br>(3) 異分野進出事業を行うために設立された法人で、次の要件を全て満たす者<br>ア 出資者の全てが県内に本店を置く事業者であること<br>イ (1)又は(2)に該当する者の出資割合が50%を超えていること<br>ウ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること<br>(4) 農地所有適格法人で、次の要件を全て満たすもの<br>ア (1)又は(2)に該当する者の出資割合が10%以上であること<br>イ 常勤役員に出資者である(1)又は(2)の役員が1名以上就任していること |
| 助成金額    | 100万円以内  |
| 助成率     | 2分の1以内   |
| 異分野進出事業 | 次の要件を全て満たす者<br>(1) 日本標準産業分類の大分類D「建設業」又は小分類742「土木建築サービス業」に属する事業以外の分野（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において規制の対象とされる営業を除く。）に進出するものであること<br>(2) 中山間地域等の経済活性化及び地域雇用の創出に資するもの   |
| 対象事業    | (1) 異分野進出事業を検討するための調査・研究<br>(2) 異分野進出事業を拡張するための調査・研究<br>(3) 異分野進出事業の販路拡大のために行う活動<br>※ 助成金の申請は、同一事業について1回までとなります。<br>ただし、(3)に該当する事業については、3回まで申請することができます。   |
| 対象費用    | 上記の対象事業に要する費用で、別に定めるもの   |
| その他     | (1) 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。<br>(2) 申請書の受付から助成金の交付決定までに1カ月程度の時間を要しますので、十分な余裕を持って事前協議を行ってください。  |

## 異分野進出調査研究・販路開拓助成金 ご利用の流れ



お申し込み先 島根県土木部土木総務課建設産業対策室 TEL 0852-22-6429  
 ホームページアドレス [http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu\\_sangyo/](http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/)

## 建設産業異分野進出初期投資補助金 ご利用の流れ



会社を引き継ぐ予定の皆さま

自社株にかかる

相続税・贈与税の

全額を猶予・免除

わかりますか？

平成30年度税制改正で、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。

詳細は  
ウラ面に!

経営承継円滑化法に基づき、中小企業の後継者が、平成35年3月末までに特例承継計画を提出した上で、法の認定を受けた非上場株式等を贈与又は相続により取得した場合、その株式等に係る贈与税・相続税の全額について、一定の要件のもと、その納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されます。



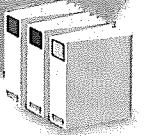
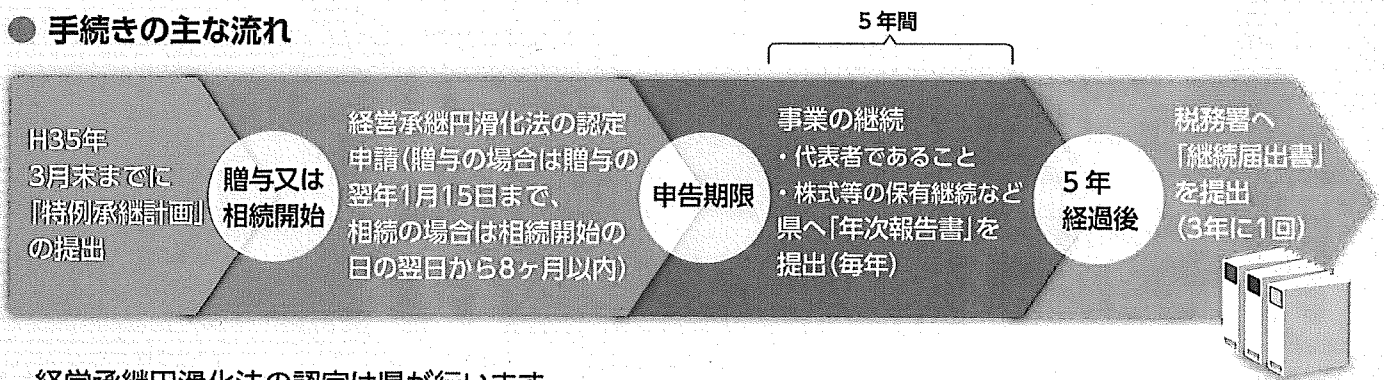
- **制度概要**
  - 平成30年から平成39年までに贈与・相続された株式等が対象です
  - 先代経営者だけでなく、複数の株主から後継者(最大3人)への贈与・相続が対象です
  - 以下の場合には、納税猶予された税の納付が免除されます
    - ①次の後継者に対象株式を贈与し、その者が贈与税の納税猶予を受ける場合
    - ②後継者が死亡した場合 等

● **経営承継円滑化法の主な認定要件(表に記載した以外にも要件があります)**

| 会社の要件  | 先代経営者の要件  | 後継者の要件   |
|--|---|--|
| 以下のいずれにも該当しないこと<br>・上場会社<br>・中小企業者に該当しない会社<br>・風俗営業会社<br>・資産管理会社<br>(例外あり) | ・会社の代表者であったこと<br>・相続開始の直前又は贈与の直前に、先代経営者及びその同族関係者で議決権の過半数を保有し、かつ、これらの者の中で筆頭株主(後継者を除く)だったこと<br>・【贈与税】贈与時において、代表権を有していないこと | ・相続開始時又は贈与時において、後継者と同族関係者で議決権数の過半数を保有していること<br>・(後継者が1人の場合)同族関係者の中で筆頭株主であること<br>・(後継者複数の場合)各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位2位以内(後継者二人の場合)又は3位以内(後継者三人の場合)であること<br>・【贈与税】贈与時に20歳以上の代表者であり、かつ、贈与の直前において3年以上役員であること<br>・【相続税】相続開始の直前に役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること |



● **手続きの主な流れ**



経営承継円滑化法の認定は県が行います

- ・経営承継円滑化法に関する情報等については島根県ホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/enkatsuka/gaiyou.html>) に掲載しています
- ・特例承継計画には認定経営革新等支援機関の所見が必要です。認定経営革新等支援機関の一覧は (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>) に掲載しています

納税猶予等が受けられるか否かの判断は税務署が行います。税務申告等に係る手続等の詳細については、国税庁又は税務署にお問い合わせください

平成30年4月



島根県

Shimane Prefectural Government